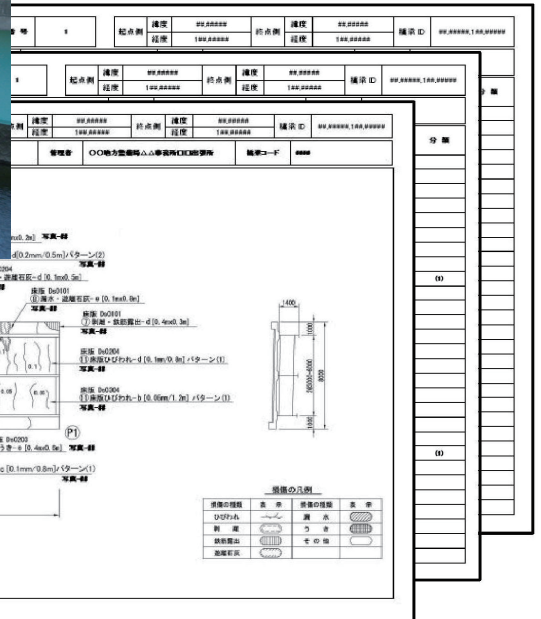


(一財)橋梁調査会の 道路橋点検士

国土交通省登録技術者資格

(施設分野:橋梁[鋼橋・コンクリート橋]—業務:点検)



今後道路橋が急速に老朽化することが懸念されていることをふまえ、各道路管理者の責任による点検 → 診断 → 措置 → 記録 というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、この道路橋の点検を担う技術者のさらなる技術向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、国土交通省が定める「橋梁定期点検要領 (H31.3)」に基づく橋梁点検業務 (記録様式の作成を含む) を適切かつ正確に行うことができる技術を有する技術者の資格として、「道路橋点検士」制度を設けています。

J-BEC 一般財団法人 橋梁調査会
Japan Bridge Engineering Center

(令和5年度版)

〒112-0013 東京都文京区音羽2-10-2 日本生命音羽ビル8階

[研修担当] TEL: 03-5940-7746 FAX: 03-5940-8099

[道路橋点検士事務局] TEL: 03-5940-4800 FAX: 03-5940-8099

道路橋点検士技術研修会について

(1) 道路橋点検士技術研修会の内容

- 道路橋点検士技術研修会(以下、「研修会」という)は、3日間の日程で講義及び現地実習、並びに試験を実施します。
- 講義は、橋梁定期点検要領(H31.3国土交通省 道路局 国道・技術課)を踏まえた専用テキストにより行います。

研修会のカリキュラム	研修会のテキストの目次	
講義：専用テキストを基に講義 現地実習：実橋での点検実習 試験 1：現地点検実習結果の整理 試験 2：橋梁・橋梁点検に関する 基本知識	§ 1 橋梁点検の現況 § 2 橋梁点検一般 § 3 損傷種類および損傷程度の 評価基準と解説 § 4 定期点検結果の記入要領の解説	§ 5 鋼橋の点検 § 6 コンクリート橋の点検 § 7 下部構造の点検 § 8 鋼橋の補修・補強 § 9 コンクリート橋の補修・補強

- この研修会の全課程(講義・現地実習)を受講し、試験に合格した方に道路橋点検士技術研修会修了証を授与します。

(2) 道路橋点検士技術研修会の受講要件

学歴に応じ下表の橋梁に関する技術的な実務経験が必要です。

学歴	橋梁に関する技術的な実務経験年数	
1. 大学院・大学	指定学科修了・卒業	実務経験 3 年以上
2. 高等専門学校(専攻科)	指定学科以外を修了・卒業	実務経験 5 年以上
3. 短期大学(専門学校を含む)	指定学科卒業	実務経験 5 年以上
4. 高等専門学校	指定学科以外を卒業	実務経験 7 年以上
5. 高等学校	指定学科卒業	実務経験 7 年以上
	指定学科以外を卒業	実務経験 9 年以上

ただし、下記の資格を保有している場合「橋梁に関する技術的な実務経験」は問いません。

1. 技術士(総合技術監理部門、建設部門)
2. 土木鋼構造診断士<(一社)日本鋼構造協会>
3. コンクリート診断士<(公社)日本コンクリート工学会>
4. コンクリート構造診断士<(公社)プレストレストコンクリート工学会>
5. RCCM<(一社)建設コンサルタンツ協会> ※部門を問わず
6. 特別上級, 上級, 1 級土木技術者<(公社)土木学会>(鋼構造又はコンクリート構造の専門分野)
7. 1 級土木施工管理技士

※指定学科：土木工学、農業土木学、鉱山土木学、都市工学、衛生工学、交通工学又は緑地・造園学に関する学科を示します。判断が難しい学科は研修担当にお問い合わせ下さい。

【道路橋点検士技術研修会に関するお問い合わせ先】

企画部 技術研修室 研修担当 TEL：03-5940-7746 E-mail:kensyu@jbec.or.jp

「道路橋点検士」及び「道路橋点検士補」登録申請について

(1) 登録申請の要件

登録申請された内容が、下記の登録要件を満たされていると認定される場合、登録有効期間内において、登録申請者に対し「道路橋点検士」及び「道路橋点検士補」の称号を付与します。

要件 1 道路橋点検士技術研修会の修了証を所持(有効期間 4 年間)*

令和元年度以降の道路橋点検士技術研修会修了証

※注) 登録有効期間は修了証取得の翌年度より4年間です。

要件2 業務経歴

- 「道路橋点検士」—— 民間技術者・・・平成16年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する1年以上の業務経歴
道路管理者・・・平成16年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する2年以上の業務経歴
- 「道路橋点検士補」—— 道路橋点検士補の登録申請にあたり、点検・診断の業務経歴を問いません

(2) 道路橋点検士補が道路橋点検士に登録申請する場合

上記の要件1は適用されません。要件2のみが必要になります。ただし、道路橋点検士に登録された場合は、道路橋点検士補の資格は失効します。

(3) 道路橋点検士・道路橋点検士補の認定

上記(1)又は(2)に基づいた登録申請について審査の上、認定を行います。

(4) 登録証・登録証(カード)及び名簿

- 登録(更新登録・再登録を含む)の申請をし、認定された方には登録証及び登録証(カード)を交付し、道路橋点検士等名簿(以下、「名簿」という。)にその氏名、勤務先名称等を掲載します。
- 登録事項は、登録番号、登録有効期間、氏名、生年月日、住所、勤務先の名称・所在地、その他別に定める事項とします。
- 道路橋点検士等は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかに事務局にご連絡下さい。
- 名簿は、所定の手続きを経て閲覧できるものとします。

(5) 登録の有効期間・更新・失効・再登録

有効期間：道路橋点検士技術研修会を修了した年度(ただし、2019年度以前の修了者は道路橋点検士等に認定された年度)の翌年度から4年間*とし、その後4年ごとに更新することができます。
※道路橋点検士補から道路橋点検士に登録した場合の有効期間は道路橋点検士補の有効期間を引き継ぎます。

更新：登録有効期間最終年度において、道路橋点検士更新講習会を受講する必要があります。

失効：前記の「更新」をしなかった方の登録は、登録有効期間満了と同時に失効し、下記「再登録」をするまでは、道路橋点検士等の称号を用いることはできません。

再登録：登録が失効した方が登録有効期間満了日から3年以内に道路橋点検士更新講習会を受講したときは、登録の更新申請により道路橋点検士等に再認定され、名簿に登録されます。再登録後の有効期間は、上記「有効期間」によります。

(6) 道路橋点検士更新講習会

- 道路橋点検士及び道路橋点検士補の有効期間最終年度の方並びに有効期間を過ぎて3年以内に再登録をする方を対象に道路橋点検士更新講習会(以下、「講習会」という。)を開催します。
- 講習会は0.5日程度の講義です。
- 講習会の受講により、道路橋点検士等の登録が更新されます。

(7) 罰則規定

道路橋点検士等の登録資格に関して著しく品位を傷つける行為等があった場合は、調査会の「道路橋点検士倫理審査委員会」に諮り、資格を取り消すことができます。

【道路橋点検士及び道路橋点検士補に関するお問い合わせ先】

企画部 技術研修室 道路橋点検士事務局 TEL: 03-5940-4800 E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

各種費用について

受講料(消費税を含む)

※受講料の納付は受講要件確認後になります

	道路橋点検士 技術研修会	道路橋点検士 更新講習会	(参考) 道路管理者向け 道路橋点検技術講習会
受講料	¥60,500	¥6,600	¥56,100
再受講料	¥24,200	—	—

注) 道路管理者向け道路橋点検技術講習会は試験がないので、資格の登録はできません。

登録料(消費税を含む)

※登録料の納付は申請内容確認後になります

	道路橋点検士	道路橋点検士補	道路橋点検士技術研修会修了証
登録料 (更新時)	¥5,500 (¥3,300)	¥3,300	—
再発行手数料	¥3,300	¥3,300	¥2,200

(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士」及び「道路橋点検士補」

(一財)橋梁調査会は、道路橋の点検を担う技術者の更なる技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、平成 25 年度までの橋梁点検技術研修会を、平成 26 年度に 4 年ごとの更新講習を含む「道路橋点検士技術研修会」に発展的に改組しました。そして、これらの研修会の修了試験に合格し、かつ所定の業務経歴を有する者を「道路橋点検士」に認定する資格を平成 26 年 4 月より、また業務経歴を問わない「道路橋点検士補」を平成 27 年 10 月に創設しました。「道路橋点検士」の資格は平成 27 年 1 月に、国土交通省の民間登録資格（公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格）として登録され、令和 2 年 2 月に更新されました。「道路橋点検士補」の資格は平成 28 年 2 月に、同じく登録され、令和 3 年 2 月に更新されました。

資格の取得までの流れ

令和元年度(2019年度)以降 (※平成30年度以前の修了証では登録できません)

道路橋点検士技術研修会

- 講義研修・修了試験
- 現地実習・修了試験



登録申請	
道路橋点検士	道路橋点検士補
業務経歴を必要とする 民間技術者 平成 16 年度以降における既設道路の定期点検・診断に関する 1 年以上業務経歴 道路管理者 平成 16 年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務経歴	道路橋点検士補の登録申請にあたり、点検・診断の業務経歴を問いません。 ※ただし、道路橋点検士技術研修会の受講資格として橋梁に関する技術的な実務経験は必要です。 詳細は道路橋点検士技術研修会の受講資格をご覧ください。



認定



道路橋点検士登録 〈発行：登録証、登録証(カード)〉 (掲載：道路橋点検士名簿)	道路橋点検士補登録 〈発行：登録証、登録証(カード)〉 (掲載：道路橋点検士補名簿)
---	---



※道路橋点検士補登録後、業務経歴が満足した場合、道路橋点検士への登録が可能です。

有効期間 4 年間で更新



更新講習会

- 講義



受講者

再登録

- ※ 登録有効期間は研修修了の翌年度から 4 年間です。この期間を過ぎますと申請ができませんのでご注意ください。
- ※ 登録申請の方法につきましては、当調査会ホームページの「『道路橋点検士』『道路橋点検士補』登録申請の手引き」をご覧ください。
- ※ 道路管理者向け道路橋点検技術講習会の受講では、資格の申請はできませんのでご注意ください。